埼玉東部通信

～ 2014.4　Vol.4 ～

埼玉東部法律事務所

〒343-0816
埼玉県越谷市弥生町3番33号
越谷東駅前ビル5階
TEL：048-965-2600
FAX：048-965-2627

働く人を使い捨てる企業の問題に目を向けて下さい

弁護士　田中浩介

厚労省も注目した「ブラック企業」問題

ブラック企業という言葉をよく耳にします。「あの会社ブラックだよね」などと、身近な会社について話題にしたという経験のある方も多いのではないでしょうか。

昨年12月、厚生労働省が、「若者の使い捨てが疑われる企業」への重点監督を実施した結果を公表しました。監督をした事業場（会社）の82％で残業代不払等の労働基準監督法令違反があったというのです。厚労省が、わざわざこのような監督を実施した理由は、ブラック企業問題が、社会で広く注目されるようになったため、この問題を無視できなくなったからであると言われています。

ブラック企業は労働者を「使い捨てる」会社です

このような「若者を使い捨てる」会社はブラック企業です。ただし、若者に焦点があてられるのは、新興企業（ＩＴ関連企業が多いと言われています）等が若者を採用して酷使し、使い捨てるという実態が特に問題視されたからです。しかし、働く人を大切にしない会社が使い捨てるのは、若者に限らないということは、容易に想像がつきます。ブラック企業とは、若者に限らず「違法な労働を強い、労働者の心身を危険にさらす企業」をさすことになります（ブラック企業の被害者救済に取り組むブラック企業被害対策弁護団がこのように定義しています）。

ブラック企業問題は大きな「社会問題」です

では、なぜブラック企業が特別に問題だとされるのでしょうか。残業代不払等の明らかな違法行為が許されないことはいうまでもありません。深刻な問題は、その先にもあります。過酷な労働をさせられて健康を害すれば、その会社をやめても転職できませんし、脳や心臓の病気などで働く能力自体を奪われてしまうこともあります。病気になった時に、労災申請をして認められればよいのですが、そのような会社は、労災申請に協力をしないのみならず、妨害するような行動に出ることもあります。ブラック企業は、酷使された労働者の犠牲のもと、商品を「安売り」することができるので、真面目にやっている競合会社も無理して価格を下げざるをえなくなり、公正な競争も妨げられます。労働者個々人の問題であるとともに、大きな社会問題でもあるのです。

ブラック企業問題をなくすためには

ブラック企業が起こす問題にはどのような対応したらよいでしょうか。労基署等行政によるチェック、裁判所が被害にあった労働者を適切に救済することも、もちろん重要ですが、どうしても事後的な対応になってしまいます。人々が、企業の良しあしをきちんと見極めることができて、ブラック企業を避けることができれば、いきおいブラック企業はなくなっていきます。そのためには、長期的な課題ですが、ワークルール教育を充実させることが必須であるといえます。中学高校大学等で、労働基準法、労働契約法や労働組合法などの法律をよく知ることはもちろん、どのように仲間をつくるかとか、不当な扱いを受けた時にどのように権利を主張するか等、働くことに関して、十分な知恵と知識を身に着けてから、社会に羽ばたいていくことはとても大切ではないでしょうか。

多くの人が安心して働ける幸せな社会を

日本でも海外でも、そこで生活をしている人の多くは労働者ですし、短期間のアルバイト等も含めて、労働者を経験しない人はまずいません。もちろん、働くことは楽しいことばかりではありませんが、充実して働けることによって、個々人の生活が充実したものになり、社会も豊かなものになっていくのではないかと思われるのです。

当事務所では、労働問題やワークルールについて、弁護士が講師活動をしております。ぜひお気軽にお声掛けください。

2014・3　野口千晶 弁護士が入所しました

弁護士過疎地での活動

～法テラススタッフ弁護士として～

弁護士　野口千晶

今年の3月から、埼玉東部法律事務所でお世話になっております野口と申します。私は、4年前に1年間だけこちらでお世話になり、その後、3年間、高知県安芸市にある法テラス安芸法律事務所に赴任しました。法テラスという組織に所属していた私の業務としては、一般の弁護士業務に加えて、①弁護士についての広報業務と、②その地域の弁護士が使いやすい制度を構築していく業務、がありました。

①のためには、地域で活動している方に弁護士について理解してもらうことが重要ですので、地域で開催される研修会、会議等に積極的に参加しました。そういった会議の席で、地域の問題点を相談されるようになり、その結果、地域の中で、様々な講演会に呼んでいただけるようになっていきました。これらの関係性の中で、地域の方々からの相談が増えていきました。

②の弁護士が使いやすい制度の構築については、子どもの虐待防止ネットワークの設立準備や、面会交流という離婚した親子の面会のサポートを行うセンターの設立準備など、いくつかの設立に関わらせていただきました。そのうちの一つとして、ＮＰＯ法人による生活困窮者のための賃貸借保証制度がありました。高知では生活保護の方が民間の不動産業者で賃貸借契約を締結する際に、保証会社を利用するという習慣がないようで、連帯保証人が必要となり、結局、住居確保が困難であるという事態が生じていました。ボランティアで連帯保証人となってくださる方がいたのですが、100人を超えて保証人をしている状況をみて、このままでは駄目だということになり、ＮＰＯ法人の設立準備のお手伝いをさせていただきました。おかげさまで、そのＮＰＯ法人を、関わった生活困窮者のために利用させていただきました。

様々な社会資源の存在する中にいると、社会資源のありがたさを感じないで生活してしまっているのが通常だと思います。私も、そのありがたさを忘れないでこの地域で仕事をさせていただければと強く思っております。今後ともよろしくお願いいたします。

解釈改憲と特定秘密保護法に共通する民主主義の軽視

弁護士　山越　悟

民主主義に対する危険な動き

現在、解釈改憲をして集団的自衛権を認めようという動きがあります。また他方で特定秘密保護法が拙速な国会審議で成立しました。

両者に共通する問題として、民主主義の軽視があると思います。

民主主義の重要性

民主主義の本質は、国民の自己決定であり、自分の運命を自分で決めることによる「納得」（決定を正当だと感じること）にあると思います。自分の生死は可能な限り自分で決めたい、他人に決められたのでは納得がいかないということです。私は、民主主義が完全無欠の制度だとまでは思いませんし、特に多数決主義や代表制をとらざるを得ない以上、完全性からは相当距離があると思います。だから司法によるチェック等が重要です。しかし、独裁や少数者による決定に比べればはるかに問題が少ない。従って、自己決定の理念が軽視されてはいけないし、国民に対する情報提供や、国民の意見を聞くことが軽視されてはいけないと思います。

しかも、安倍政権は戦前を彷彿とさせる優越的・神話的ナショナリズムが強い。そのような政権に精神論で生死を決められるのでは、納得がいかないと思います。

解釈改憲の反民主主義性

集団的自衛権を認めないという解釈は、憲法制定後約70年近く維持されてきました。憲法解釈の変更が一切許されないわけではありませんが、解釈の変更には限界があります。平和主義の原理と国民の生死に関する事項について、長期間定着してきた解釈を、内閣と国会だけで変更するのは、民主主義を軽視するものです。安倍政権が解釈改憲を目指すのは、多数意見に反することを承知で押し切ろうとするものであり、認めがたいと思います。

ところで、集団的自衛権のような高度な政治的行為について、最高裁はいわゆる統治行為論等により憲法判断を回避しようとします。その理由は、民主的政治過程の判断に委ねるのが適当だということにあります。従って、集団的自衛権については、裁判所によるチェックは期待できず、民主的決定が頼りだということになります。解釈改憲は、この民主的決定を軽視するものです。

特定秘密保護法の反民主主義性

特定秘密保護法は、国家の安全保障等に関する特定事項を秘密にしようとするものです。本来は、情報を外国に与えないことが目的のはずですが、国民に知らせれば外国にも知れるので、秘密は国民に情報を与えないことを意味します。ところが、国民は情報がなければ自己決定ができません。従って、秘密と民主主義は真っ向から対立します。特定秘密保護法は、国民の生命と安全という問題について、自己決定を制限するもので、民主主義の観点から看過できない法律です。

私は、安全保障問題等について全く秘密が認められないとまでは考えていませんが、ことは民主主義と国民の生死に関わる問題ですから、秘密の範囲、秘密指定のチェック、報道の自由・知る権利との調整、刑罰の程度等について、細心の注意を払わなければならないのです。特定秘密保護法は、内容的にも、審議過程も、細心の注意が払われたとは思えません。民主主義を軽視するものだと考えます。

また、司法権のチェックという観点からすれば、刑罰の適用の際等に特定事項の要秘密性が問題になると考えられますが、秘密指定の裁量性が認められる危険もあり、司法的チェックが働かなくなる危険があります。また、司法的チェックは事件単位であり、全般的チェックではありません。適正なチェック機関がないと、秘密が一人歩きして拡大する危険があり、国民の自己決定は著しく制限されます。

結　論

集団的決定というのは難しいものです。皆の自己決定に近づけ、納得を得たいと思いますが、簡単ではありません。安倍、小泉流に力強さとスピードを感じる人もありますが、危険です。安倍政権は自己の価値観を押し通し、民意を操作して、自己決定を軽視する傾向が強い。解釈改憲に反対し、特定秘密保護法の廃止を求めるべきです。

当事務所では、憲法問題について、弁護士が講師活動をしております。ぜひお気軽にお声掛けください。

ご案内

恒例・春の学習会

日　時：5月29日(木)　18時30分より
テーマ：「子どものいじめをめぐる問題」
講　師：弁護士 野村武司 氏
（獨協大学法科大学院　教授）
場　所：越谷市中央市民会館5階
第2～3会議室
※参加無料　予約不要

生活相談に役立つ法律講座

日　時：7月3日(木)　18時～20時
テーマ：第3回「『円満な』離婚」
講　師：弁護士　山越　悟
場　所：埼玉東部法律事務所5階会議室
※要予約（先着30名）
参加ご希望の方は当事務所までご連絡ください。

憲法・労働学習会の講師やります！

「解釈改憲」など憲法について、安倍政権の「雇用改革」など労働問題について、地域や労働組合、学校などで学習会を開催しませんか？弁護士が講師をお引き受けします。少人数でもOK。講師料は無料です。お気軽にお電話ください。

information

法律相談

当事務所では毎日法律相談を実施しています。
相談は初回無料ですのでお気軽にご相談ください。
お電話にてご予約をお願い致します。

◆電話番号◆　048-965-2600
◆受付時間◆　平日 午前9時～午後6時
◆相談時間◆　平日
①10：00～　②11：00～　③13：30～
④14：30～　⑤15：30～　⑥16：30～
夜間をご希望の方（火・木曜日のみ）
①18：30～　②19：30～
※各相談時間は30分程度を予定しています。

・キッズルームを用意しております。お子様連れの方も安心してご相談ください。
・ホームページも充実させておりますので、是非ご覧ください。
http://saitamatobu.mylawyer.jp
埼玉東部法律　検索

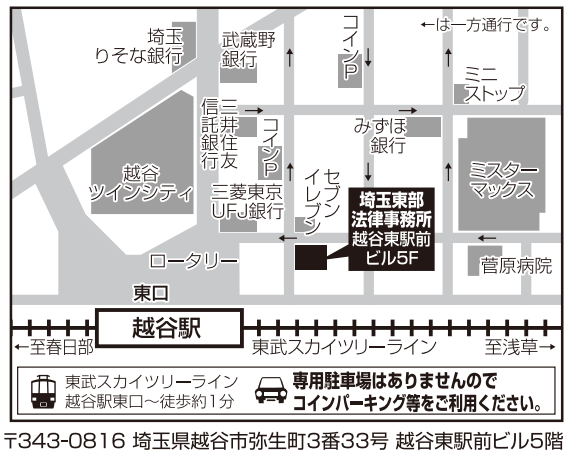

〒343-0816 埼玉県越谷市弥生町3番33号 越谷東駅前ビル5階